

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定非常利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】	県民生活交通課		
○ 特定施設の設置許可申請 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 保安林の指定予定 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 宇野港に所在するピジターパスに係る使用料の徴収事務の委託 【公告】	環境管理課 障害福祉課 治山課 〃 〃 〃 〃 港湾課		
○ 随意契約の相手方の決定 ○ 一般競争入札の実施 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 土地改良区の定款変更の認可 〃	医療推進課 畜産課 耕地課 〃 〃		
		目次	
○ 建設業の営業の停止命令 ○ 河川整備計画の変更案の縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公安委員会】 ○ 指定講習機関の指定の一部改正 ○ 運転免許取得者教育の認定の一部改正 〃		〃 監理課 河川課 建築指導課 運転免許課 〃	担当課（室）

◎岡山県規則第三十九号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「法第十条第一項」に、「法第十条第一項」を「同項」に、「添える」を「添付する」に改め、同項を同条とする。

第三条第一項中「法第十条第三項」を「法第十条第四項」に、「は、様式第一号の二による補正書を知事に提出してする」を「には、補正後の書類を添付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条の規定を準用する。

第三条第二項を削る。

第五条第一項中「は、様式第二号による届出書を知事に提出してする」を「には、同項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添付する」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項中「は、様式第三号による届出書を知事に提出してする」を「には、法第二十三条第一項に定めるもののほか、同項の変更後の役員名簿の副本一通を添付する」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「法第二十五条第四項」に、「法第二十五条第四項」を「同項」に、「添える」を「添付する」に改め、同項を同条とする。

第八条第一項中「は、様式第五号による届出書を知事に提出してする」を「には、法第二十五条第六項に定めるもののほか、同項の変更後の定款の副本一通を添付する」に改め、同条第二項を削る。

第九条第一項中「は、様式第五号の二による提出書を知事に提出してする」を「には、法第二十五条第七項の登記事項証明書の写し一通を添付する」に改め、同条第二項を削る。

第十条第一項中「は、様式第五号の三による提出書を知事に提出してする」を「には、法第二十九条の事業報告書等の副本一通を添付する」に改め、同条第二項を削る。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「前項の場合において、」を「法第三十条の規定による」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「届出は」を「届出には」に、「添付した様式第八号による届出書を知事に提出してする」を「添付する」に改め、同条第二項中「届出は」を「届出には」に、「添付した様式第九号による届出書を知事に提出してする」を「添付する」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中「届出は」を「届出には」に、「添付した様式第十一号による届出書を知事に提出してする」を「添付する」に改める。

第十六条第一項中「は、様式第十二号によるものとする」を「に添付する書類については、条例第二条第一項から第四項までの規定及び第二条の規定を準用する」に改め、同条第二項を削る。

第十八条第一項中「届出書は、様式第十二号の二による」を「規定による届出には、同項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添付する」に改め、同条第二項を削る。

第十九条中「様式第十三号」を「別記様式」に改める。

第二十条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「法第四十四条第二項」に、「法第四十四条第二項」を「同項」に、「添える」を「添付する」に改め、同項を同条とする。

第二十一条第一項中「は、様式第十五号によるものとする」を「については、前条の規定を準用する」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条及び第二十三条 削除

第二十四条第一項中「は、様式第十八号による提出書を知事に提出してする」を「は、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（法第五十五条第一項の規定により提出する書類に限る。）について、それぞれ副本一通を添付する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「に規定する助成金の支給を行ったときの書類の提出は、様式第十九号による提出書を知事に提出してする」を「の規定による提出には、法第五

十四条第三項に規定する書類の副本一通を添付する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第二十五条第一項中「は、様式第二十号による請求書を知事に提出してするものとする」を「については、第十一条の規定を準用する」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条第一項中「は、様式第二十一号によるものとする」を「については、第二十条の規定を準用する」に改め、同条第二項を削る。

第二十七条第一項中「は、様式第二十二号によるものとする」を「については、第二十条の規定を準用する」に改め、同条第二項を削る。

第二十八条中「第二条第二項（第三条第二項及び第十六条第二項）を「第二条（第三条及び第十六条）」に、「第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第二項（第二十一条第二項、第二十六条第二項及び第二十七条第二項）を「第五条から第八条まで、第十条、第十八条、第二十条（第二十一条、第二十六条及び第二十七条）」に、「第二十四条第二項及び第四項」を「第二十四条」に改める。

第三十条後段を削る。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第三十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十二号の二までを削る。

様式第十三号中「第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）」を「第41条第1項又は第64条第1項」に、「特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する権限を有する者」を「立入検査等を行う職員」に、「証する」を「証明する」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第十四号から様式第二十二号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年六月九日から施行する。

◎岡山県告示第三百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ナイカイ塩業株式会社

住 所 倉敷市児島味野一丁目11番地19号

氏 名 取締役社長 野崎 泰彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ナイカイ塩業株式会社

所在地 玉野市胸上2721番地

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		27－チ 無機化学工業製品製造業 の用に供する海水マグネ シア製造施設のうち、沈 でん施設(16)		27－チ 無機化学工業製品製造業 の用に供する海水マグネ シア製造施設のうち、沈 でん施設(3)		同左	
能 力		4, 320m ³ ／日		35, 000m ³ ／日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和3年12月予定		－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和4年1月予定		－		令和4年1月予定	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		2 週間／月 24時間連続		24時間連続		24時間連続	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 常の量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	3, 360	4, 320	33, 000	35, 000	同左	
	p H	9. 5～10. 5	11	同左			
	C O D (mg／L)	5	10				
	S S (mg／L)	5	40				
	油 分 (mg／L)	0. 2	2				
	T－N (mg／L)	0. 22	1. 5				
	T－P (mg／L)	0. 04	0. 5				
	大腸菌群数(個／cm ³)	3, 000以下	3, 000以下				

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 沈でん施設(3)の水量は、沈殿施設(16)が稼働している間は、通常29,640m³／日、最大30,680m³／日となる。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

- 変更なし
(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年6月8日から同月29日まで
(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第三百四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和三年五月十八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師		
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
山中俊明	心臓	津山中央病院
角田慶一郎	肢体不自由	津山中央病院
藤井研介	ぼうこう・直腸、小腸	笠岡第一病院
片岡正文	呼吸器	赤磐医師会病院
二 指定を辞退した医師		
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
安田金蔵	肢体不自由	大西病院
大西正高	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸	大西病院
平田潤一郎	肢体不自由	積善病院
高橋茂	肢体不自由	積善病院
小野智毅	肢体不自由	高梁中央病院
來山浩之	腎臓	高梁中央病院
竹下歩	肢体不自由	笠岡第一病院
		笠岡市横島一九四五

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

◎岡山県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町上齋原字大木山塚ノ谷一二三八の二、一二三八の三、字大木山一二四

二の六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川面町字木野山二七六の六二

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

◎岡山県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭郡新庄村字中屋家ノ奥四〇二〇から四〇二二まで、四〇二五、四〇二六、字家ノ奥四〇二三の一、四〇二四、四〇二八、字地頭山四〇二七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭郡新庄村字皿谷八七九の一

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

◎岡山県告示第三百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

二に掲げる使用料の徴収の事務

二 委託した収入の種類

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）に基づく使用料のうち、宇野港に所在するビクターバースに係るもの

三 委託を受けた者の所在地及び名称

岡山県玉野市築港一丁目一番三号

公益社団法人玉野市観光協会

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山県玉野市築港一丁目一番三号

五 委託の期間

令和三年五月一日から令和四年三月三十一日まで

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二一七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

令和三年度晴れやかネット拡張機能整備事業

二 契約期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

五 契約の相手方の名称及び所在地

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

岡山市北区駅元町一九番二号

六 契約金額

四六、七五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、二五〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二一八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県営食肉地方卸売市場で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施 設 名	所 在 地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県営食肉地方卸売市場 (業務棟)	岡山市中区桜橋1－2－43	10,278,000kWh
岡山県営食肉地方卸売市場 (管理棟)	岡山市中区桜橋1－2－43	363,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の2施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの3年間の参考総価金額の2施設分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和2年4月から令和3年3月までの使用実績等に基づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第555号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数），未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和3年7月2日(金) 午後4時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒703－8285 岡山市中区桜橋一丁目2番43号

岡山県営食肉地方卸売市場 総務課

電話 (086) 272－2138

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年6月8日(火)から同年7月5日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後3時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、岡山県営食肉地方卸売市場のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/205/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年7月29日(木) 午後2時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和3年7月28日(水)午後3時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市中区桜橋一丁目2番43号

岡山県営食肉地方卸売市場 管理棟2階 会議室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和3年7月5日(月)午後3時まで，4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は，入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Electricity for Okayama Prefectural Regional Wholesale Meat Market
(10,641,000kWh)

(2) Delivery period:

From 1 October, 2021 through to 30 September, 2024

(3) Location for Delivery:

Okayama Prefectural Regional Wholesale Meat Market,
1-2-43 Sakurabashi, Naka-ku, Okayama-shi

(4) Deadline for tender :

2:00P.M. 29 July, 2021 (when delivered by mail 3:00P.M. 28 July, 2021)

(5) Point of Contact for Notifications :

Okayama Prefectural Regional Wholesale Meat Market,
1-2-43 Sakurabashi, Naka-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 703-8285, Japan
TEL 086-272-2138

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔三一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定によ
り、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

小原土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

池上 寿男

久米郡美咲町小原一五九二

事の別

理事

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美土地改良区

二 認可年月日

令和三年五月二十一日

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 認可年月日

令和三年五月二十一日

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

那岐池土地改良区

二 認可年月日

令和三年五月三十一日

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二二三〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年六月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 有限会社栄協開発

所在地 倉敷市玉島道口三八八〇―一

代表者の氏名 岡本佳代子

許可番号 岡山県知事許可（般―二九）第二一三一七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和三年六月二十二日から同月二十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社栄協開発の社員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二（焼却禁止）の規定に違反し、令和三年三月十日に岡山地方裁判所倉敷支部から懲役一年、執行猶予三年、罰金五十万円の判決を受け、同月二十五日に確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二二四〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により、次の河川整備計画の変更案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の変更案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年六月八日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更する河川整備計画の名称

一級河川高梁川水系中上流ブロック河川整備計画

二 縦覧の期間

令和三年六月八日から同年七月八日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、総社市建設部土木課、高梁市土木部建設課及び新見市建設部

建設課

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

〔二二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字下村堤外一三八六一、総社市真壁字西堤外一四〇七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原七四一

横田 明人

三 許可番号

岡山県指令建指第四三三三号

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

◎岡山県公安委員会告示第八十八号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年六月八日

岡山県公安委員会

表九の項中「中 谷 勤」を「竹 下 哲 哉」に、「玉野市用吉一六九七番地
の一」を「玉野市用吉一六九七番地二」に改める。

令和3年6月8日 岡山県公報 第12300号

◎岡山県公安委員会告示第八十九号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和三年六月八日

岡山県公安委員会

表九の項中「中 谷 勤」を「竹 下 哲 哉」に、「玉野市用吉一六九七番地
の一」を「玉野市用吉一六九七番地一」に改める。